

第 152 回 定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2018年（平成30年）5月22日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

目次

P 1	▶ 第152回定時株主総会招集ご通知
P 5	▶ 株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 株式併合の件
	第3号議案 取締役12名選任の件
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件
	第5号議案 役員賞与支給の件

(第152回定時株主総会招集ご通知添付書類)

P22	▶ 事業報告
	1. 企業集団の現況に関する事項
	2. 会社の株式に関する事項
	3. 会社の新株予約権等に関する事項
	4. 会社役員に関する事項
	5. 会計監査人の状況
	6. 会社の体制及び方針
P47	▶ 計算書類等
P51	▶ 監査報告書

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**
取締役社長 木本 茂

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第152回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう
ご案内申し上げます。 敬 具

記

日 時 2018年(平成30年)5月22日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第152期（2017年(平成29年)3月1日から2018年(平成30年)2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（2017年(平成29年)3月1日から2018年(平成30年)2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、**2018年(平成30年)5月21日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類(5ページから21ページ)をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類(5ページから21ページ)または議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきたく存じますので、お手数ながら同用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

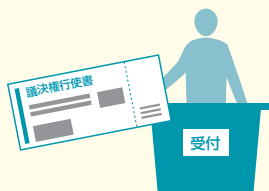
本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

5ページから21ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2018年5月22日 (火) 午前10時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2018年5月21日 (月) 午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2018年5月21日 (月) 午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

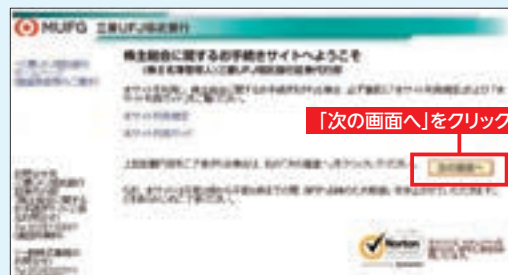
インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する必要がありますので、ご確認ください。

ご注意事項

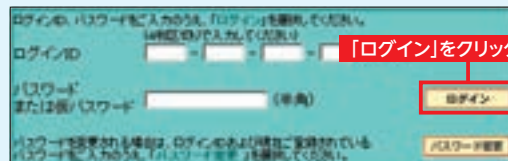
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - ・ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に沿って議案に対する賛否をご入力ください。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。)

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

(受付時間：9:00～21:00 通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

これにより、株主配当金は、先に実施しました中間配当金6円と併せて1株につき12円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額2,096,841,348円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年（平成30年）5月23日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年（平成30年）10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、2018年（平成30年）4月9日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2018年（平成30年）9月1日をもって、当社株式の売買単位である单元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

2018年（平成30年）9月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

3億株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の規定に基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数にかかる定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

1. 定款の一部変更について

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の規定に基づき、2018年（平成30年）9月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は <u>6</u> 億株とする。	第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は <u>3</u> 億株とする。
第8条（単元株式数）当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数）当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

2. 株式併合による資産価値への影響について

株式併合により、株主の皆様がご所有の当社の株式数は、併合前の2分の1となりますが、その前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主の皆様がご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役10名は、この総会終結の時をもって任期満了となり、また、2017年（平成29年）7月に取締役1名が辞任により退任しております。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** | ^{すずき こうじ}
鈴木 弘治 (1945年(昭和20年)6月19日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1968年(昭和43年)3月 当社入社
- 1995年(平成7年)5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年(平成9年)5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年(平成11年)3月 当社専務取締役(代表取締役)広域事業本部長
- 2001年(平成13年)3月 当社取締役副社長(代表取締役)百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年(平成15年)3月 当社取締役社長(代表取締役)百貨店事業本部長
- 2007年(平成19年)3月 当社取締役社長(代表取締役)
- 2014年(平成26年)2月 当社取締役会長(代表取締役)、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役会長(代表取締役)

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数
154,000株

候補者
番号 2 | きもと しげる
木本 茂 (1956年(昭和31年)12月20日生)



所有する当社の株式の数
56,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1979年(昭和54年)4月 株式会社横浜高島屋（現株式会社高島屋）入社
- 2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部新宿店副店長
- 2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部新宿店長
- 2011年(平成23年)5月 当社常務取締役企画本部（改革推進本部）副本部長、構造改革推進室長
- 2014年(平成26年)2月 当社取締役社長（代表取締役）企画本部長、CSR推進室、業務監査室担当
- 2018年(平成30年)3月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

新宿店長、常務取締役企画本部副本部長などを経て、2014年より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **3** | あきやま ひろあき
秋山 弘昭 (1952年(昭和27年)7月3日生)



所有する当社の株式の数
36,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1975年(昭和50年)4月 株式会社横浜高島屋(現株式会社高島屋)入社
- 2003年(平成15年)3月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
- 2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部宣伝部副部長
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部MD本部商品第2部ディビジョン長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部柏店長
- 2011年(平成23年)5月 当社執行役員営業本部宣伝部長
- 2013年(平成25年)2月 当社常務執行役員営業本部宣伝部長、営業企画部担当
- 2013年(平成25年)5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、宣伝部長
- 2014年(平成26年)2月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
- 2015年(平成27年)3月 当社常務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)副本部長、MD本部長
- 2016年(平成28年)3月 当社専務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)本部長、ライフデザインオフィス長
- 2017年(平成29年)3月 当社専務取締役(代表取締役)営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

宣伝部長、代表取締役常務MD本部長などを経て、2016年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **4** | ^{むらた よしお}
村田 善郎 (1961年(昭和36年)10月26日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1985年(昭和60年)4月 当社入社
- 2011年(平成23年)5月 当社営業本部柏店長
- 2013年(平成25年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年(平成26年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2015年(平成27年)5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年(平成29年)8月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、企画本部副本部長、経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年(平成30年)3月 当社常務取締役(代表取締役)企画本部長、IT推進室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

総務部長、常務取締役企画本部副本部長、代表取締役常務総務本部長などを経て、本年より代表取締役常務企画本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
22,000株

候補者番号 **5** | あわの みつあき
栗野 光章 (1957年(昭和32年)7月2日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1981年(昭和56年)4月 当社入社
- 2005年(平成17年)3月 当社百貨店事業本部大阪店副店長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部泉北店長
- 2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長
- 2011年(平成23年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長、MD政策室長
- 2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部大阪店長
- 2016年(平成28年)5月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

MD本部副本部長などを経て、2013年より大阪店長、2016年より常務取締役関西代表、大阪店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
32,000株

候補者
番号 **6** | かめおか つねかた
亀岡 恒方 (1959年(昭和34年)1月31日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1981年(昭和56年)4月 当社入社
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部京都店副店長
- 2012年(平成24年)2月 当社営業本部大阪店副店長
- 2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部日本橋店長
- 2016年(平成28年)5月 当社常務取締役営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）
副本部長、MD本部長、日本橋再開発担当
- 2017年(平成29年)3月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、日本橋再
開発担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

日本橋店長などを経て、2016年より常務取締役MD本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
23,000株

候補者番号 **7** | やまぐち たけお **山口 健夫** (1954年(昭和29年)6月25日生)

新任



所有する当社の株式の数
18,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1977年(昭和52年)4月 当社入社
- 2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部日本橋店副店長、総務部長
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部日本橋店副店長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部大宮店副店長、営業推進部長
- 2010年(平成22年)2月 当社営業本部大宮店長
- 2014年(平成26年)2月 当社執行役員購買本部長
- 2015年(平成27年)3月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、購買管理室長
- 2016年(平成28年)3月 当社執行役員総務本部副本部長、人事部長
- 2018年(平成30年)3月 当社常務執行役員総務本部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

総務部長、人事部長などを経て、本年より総務本部長を務めており、当社グループのコンプライアンス・人事関連業務に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **8** | おかべ つねあき
岡部 恒明 (1961年(昭和36年)4月21日生)

新任



所有する当社の株式の数
12,000株

● 略歴、地位及び担当

1984年(昭和59年)4月 当社入社

2012年(平成24年)2月 当社営業本部京都店副店長

2013年(平成25年)2月 当社営業本部日本橋店副店長

2014年(平成26年)2月 当社執行役員営業本部京都店長

2018年(平成30年)3月 当社常務執行役員営業本部営業推進部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社岡山高島屋取締役

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社岡山高島屋取締役

株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

京都店長などを経て、本年より営業推進部長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号 9た な か りょう じ
田中 良司

(1962年(昭和37年)3月19日生)

新任

所有する当社の株式の数
11,000株**● 略歴、地位及び担当**

1985年(昭和60年)4月 当社入社

2011年(平成23年)2月 当社営業本部横浜店副店長

2012年(平成24年)2月 当社営業本部営業企画部副部長

2013年(平成25年)2月 株式会社岡山高島屋副店長

2013年(平成25年)9月 株式会社岡山高島屋取締役社長 (代表取締役)

2017年(平成29年)3月 当社執行役員営業本部日本橋店長

2018年(平成30年)3月 当社常務執行役員営業本部日本橋店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

株式会社岡山高島屋社長などを経て、2017年より日本橋店長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **10** | なかじま かのる
中島 馨 (1940年(昭和15年)10月1日生)

社外
独立役員



所有する当社の株式の数
22,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1974年(昭和49年)4月 弁護士登録、現在に至る。
- 1994年(平成6年)4月 大阪弁護士会副会長
- 2002年(平成14年)5月 当社社外監査役
- 2007年(平成19年)5月 当社社外取締役、現在に至る。
- 2007年(平成19年)6月 大末建設株式会社社外監査役
- 2016年(平成28年)6月 大末建設株式会社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

大末建設株式会社社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての法律に関する専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **11** | ごとう 後藤 あきら 晃 (1945年(昭和20年)9月7日生)

社外
独立役員



所有する当社の株式の数
4,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年(昭和57年)4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年(平成元年)4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年(平成9年)4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年(平成13年)11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年(平成15年)4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年(平成16年)4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年(平成19年)2月 公正取引委員会委員
- 2007年(平成19年)6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年(平成24年)2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **12** | とりごえ
鳥越 けい子 (1955年(昭和30年)5月8日生)

社外
独立役員



所有する当社の株式の数
4,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年(昭和61年)4月 サウンドスケープ・デザイン研究所
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年(平成6年)4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年(平成14年)4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年(平成20年)4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2012年(平成24年)4月 法政大学エコ地域デザイン研究所兼任研究員、現在に至る。
- 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

日本サウンドスケープ協会理事長

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、取締役会では専門的見地から積極的に発言を行っております。こうした点を考慮し、引き続き当社の経営への助言と監督を行っていただくべく、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 中島 馨氏は、2007年(平成19年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって11年間であります。なお、同氏は2002年(平成14年)5月から2007年(平成19年)5月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は5年間であります。
3. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年(平成26年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって4年間あります。
4. 当社は中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏の再任が承認された場合、3氏と当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2017年（平成29年）5月23日開催の第151回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ

菅原 邦彦 (1952年(昭和27年)3月8日生)

社外



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴及び地位

1979年(昭和54年)3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年(平成9年)6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年(平成25年)8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年(平成25年)8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表

株式会社サカタのタネ社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であります。

2. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来 of 役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役10名に対し総額4,550万円（うち社外取締役3名に対し総額400万円）、当期末時の監査役4名に対し総額820万円（うち社外監査役2名に対し総額260万円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

事業報告 (2017年(平成29年)3月1日から2018年(平成30年)2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気の緩やかな拡大が継続し、個人消費も堅調に推移いたしました。当社グループの国内百貨店においても、堅調な個人消費に加え、好調なインバウンド需要などにより、増収となりました。一方、欧米での金融政策正常化の影響や、アジアにおける地政学リスク、さらには不安定な株式市場など、今後の先行きについては予断を許さない状況にあります。

このような環境の下、当社はグループ総合戦略である「まちづくり戦略」を推進し、営業力の強化に努めてまいりました。当社が街全体に人を集めるアンカーとしての役割を果たすとともに、商業デベロッパー機能を持つ東神開発株式会社のプロデュース力を活用し、百貨店と専門店を一つの館（やかた）の中で融合し、それぞれの強みを生かした売場づくりを行うなど、高島屋グループが一体となって街・館の魅力を最大限に高める取組を進めてまいりました。また、デジタル技術を活用し、グループ経営のあり方を抜本的に見直すことで効率を高める「グループ変革プロジェクト」に着手いたしました。

当期の連結業績につきましては、連結営業収益は、949,572百万円（前年比2.8%増）、連結営業利益は、35,318百万円（前年比3.9%増）、連結経常利益は、38,606百万円（前年比3.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、23,658百万円（前年比13.4%増）となりました。

また、当期の単体業績につきましては、売上高は、711,341百万円（前年比2.9%増）、営業利益は、12,920百万円（前年比25.5%増）、経常利益は、15,235百万円（前年比17.9%増）となり、当期純利益は、8,642百万円（前年比29.6%増）となりました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は、826,561百万円（前年比3.7%増）、営業利益は、13,509百万円（前年比10.9%増）となりました。

百貨店業におきましては、底堅い個人消費やインバウンド需要の伸長もあり、高額品や雑貨等が好調に推移したことに加え、衣料品も回復傾向にあり、増収となりました。

店舗施策につきましては、高崎店が、昨年9月に、高崎駅前再開発に合わせた全館改装を実施し、売上高の増大に貢献いたしました。また、泉北店・立川店・米子店においても、専門店との協業や行政との連携を深め、より多くのお客様にご来店いただける体制を構築いたしました。これら収益力強化に努めた結果、全店黒字化となりました。

商品施策につきましては、百貨店ならではの編集力を生かし、見やすく買いやすい売場の原点に立ち返った編集売場の開発に努めました。心とカラダ両面の充実を目指すライフ

スタイルをコンセプトとしたフロア「ウェルビーフィールド」の新宿店への導入を始め、子育てライフスタイル提案売場「ハローベビーサロン」「ディアキッズスクエア」、働く世代を応援する「スーツクローゼット」、「タカシマヤスタイルオーダーサロン」、さらにロボットと人が共生する新たな暮らしを提案するロボット専門売場「ロボティクススタジオ」を開発いたしました。

お買物だけでなく、館の中で心豊かな時間をお過ごしいただけるよう、「写真家 沢田教一展 - その視線の先に」「池田学展 The Pen - 凝縮の宇宙-」や「美しき氷上の妖精 浅田真央展」等の文化催事も、大型店を中心に開催いたしました。

お客様との接点拡大及びお客様の利便性を高める取組も、他企業とのアライアンスを積極的に進めることで実現してまいりました。株式会社NTTドコモや株式会社ロイヤリティマーケティングの会員様を含めた共同マーケティングに加え、ソニー銀行株式会社との提携により、百貨店初のデビットカード「タカシマヤプラチナデビットカード」を発行いたしました。

増大するインバウンド需要につきましては、需要が増加する年末年始から旧正月の春節を前にして、主要店舗における中国発のモバイル決済（アリペイ、ウィーチャットペイメント）対象売場の拡充や、Wi-Fi環境の改善など、快適なお買物環境の実現に努めました。また、誘客に向けた販促活動を積極的に展開した結果、売上高及び件数とも前年から大きく伸びました。新宿店においては、

昨年4月に開業した「高島屋免税店 SHILLA & ANA」や、各専門店、レストラン街と連動し、新宿「タカシマヤ タイムズスクエア」一体となった情報発信や販売促進策を強化して、訪日外国人のお客様の取り込みに努めました。

法人事業部におきましては、好調な事業環境を背景にした積極的な営業活動が奏功し、大幅な増収となりました。

海外におきましては、「シンガポール高島屋」が、自社カード会員及び海外観光客向け対策の強化や、デジタルメディアを中心とした広告戦略を推進するとともに、販売管理費の削減に努め、増収増益となりました。また、「上海高島屋」は、好調な個人消費を背景に、売上を伸ばしました。日本文化の紹介や、日本商品を販売する特設売場「日本館」、日本の上質商品を直輸入する新規売場の展開による店舗特徴化及びカード顧客政策の強化による会員数の増大が奏功いたしました。「ホーチミン高島屋」は、現地のお客様から高いご支持を頂き、入店客数が大幅に増大するとともに、自社カード会員を順調に獲得いたしました。また、お客様ニーズを踏まえた品揃えの改善や、専門店と共同で開催した販売促進プロモーション等が奏功し、業績は順調に推移いたしました。

◆ 不動産業

不動産業での営業収益は、47,476百万円（前年比0.9%減）、営業利益は、11,393百万円（前年比3.3%増）となりました。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、横浜北幸ビルのマンション分譲による

利益確保に努めると共に、百貨店と一体となった「まちづくり戦略」の具現化に向けた取組を強化してまいりました。国内では、日本橋の再開発において、2018年9月の新館開業及び2019年春の全館グランドオープンに向け、サービスの共通化やリーシング、施設計画などの諸施策を進めてまいりました。立川店が入居する立川TMビルにおいては、集客の核として「ニトリ」を新たに導入いたしました。また、百貨店と専門店とでお客様の声を共有し、館全体でのサービス向上に努めました。「流山おおたかの森S・C」においては、開業10周年を迎えるに当たり、「子育て世代が住みたい街」という街の特性に合わせ、子ども関連商品や託児室等を集積したキッズゾーンを新設した結果、売上高・入店客数とも前年から増加いたしました。「柏高島屋ステーションモール」では、開業25周年という節目を迎え、駅上立地のポテンシャルを生かした利便性向上やデイリー性の強化に着手いたしました。

海外では、「ホーチミン高島屋」をアンカーテナントとする商業施設「サイゴンセンター」が開業2年目に入り、高島屋グループの高い商品力やホスピタリティーによって、順調に売上を伸ばしました。また、昨年3月には、同エリアの「A&Bタワー」の所有権を一部取得し、更なる「まちづくり戦略」に取り組んでまいりました。

◆ 金融業

金融業での営業収益は、14,187百万円（前年比5.8%増）、営業利益は、4,563百万円（前

年比1.5%増）となりました。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、タカシマヤカード《ゴールド》発行10周年企画として新規会員獲得・カード利用促進策を実施するなど、会員数並びにカード取扱高の増加による手数料収入等の増大に努めたことから、増収増益となりました。

◆ 建装業

建装業での営業収益は、25,916百万円（前年比16.1%減）、営業利益は、1,207百万円（前年比48.4%減）となりました。

建装業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、大型宿泊施設工事や住宅リフォーム関連事業が堅調に進捗したものの、前年の大型案件計上の反動により、減収減益となりました。

◆ その他の事業

その他の事業全体での営業収益は、35,430百万円（前年比3.8%増）、営業利益は、3,331百万円（前年比42.7%増）となりました。

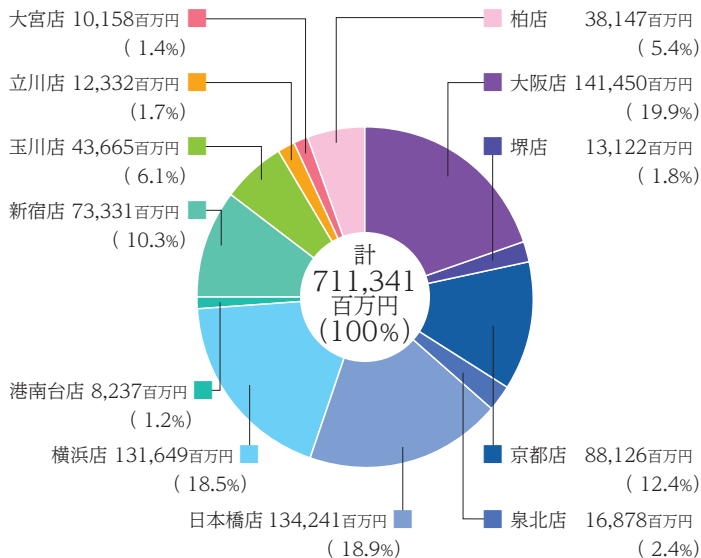
その他の事業におきましては、クロスメディア事業が、カタログ政策の変更により収支が大きく改善し、黒字転換いたしました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

当社の店別及び商品別売上高

▶ 店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	141,450	19.9	8.8
■ 堺店	13,122	1.8	1.0
■ 京都店	88,126	12.4	3.9
■ 泉北店	16,878	2.4	△6.2
■ 日本橋店	134,241	18.9	1.0
■ 横浜店	131,649	18.5	1.7
■ 港南台店	8,237	1.2	△7.4
■ 新宿店	73,331	10.3	3.5
■ 玉川店	43,665	6.1	1.3
■ 立川店	12,332	1.7	△15.5
■ 大宮店	10,158	1.4	0.3
■ 柏店	38,147	5.4	6.8
計	711,341	100.0	2.9



注 記

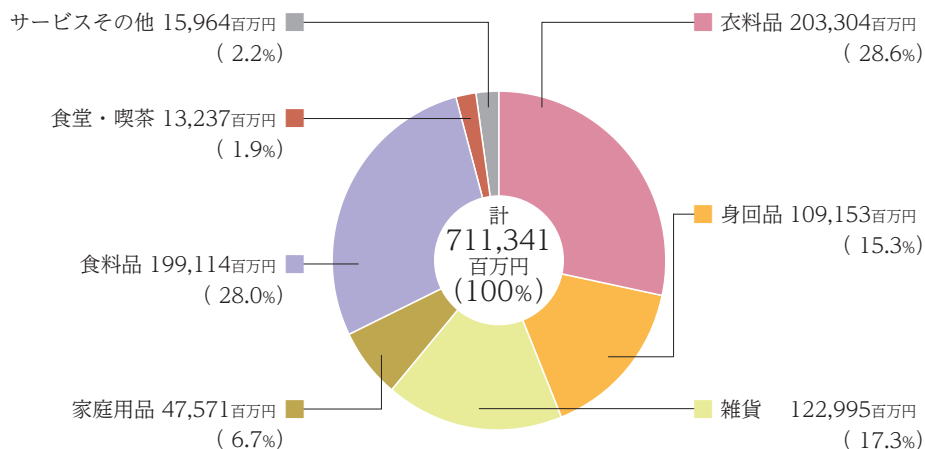
- ① 当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部 (36,293百万円、前年比11.5%増) 及びクロスメディア事業部 (15,765百万円、前年比0.9%減) の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。

ご参考

- 百貨店業 (国内連結子会社 4 社) の店別売上高
 - 株式会社岡山高島屋 (岡山店) : 18,674百万円 (前年比 2.0%増)
 - 株式会社岐阜高島屋 (岐阜店) : 14,663百万円 (前年比 2.0%減)
 - 株式会社米子高島屋 (米子店) : 4,912百万円 (前年比 7.9%減)
 - 株式会社高崎高島屋 (高崎店) : 15,446百万円 (前年比 1.7%増)
- 当社及び上記国内連結子会社 4 社の合計売上高 (2017年 (平成29年) 3月1日から2018年 (平成30年) 2月28日まで) は、765,037百万円 (前年比2.7%増) であります。

▶商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	203,304	28.6	△0.5
身回品	109,153	15.3	5.7
雑貨	122,995	17.3	11.6
家庭用品	47,571	6.7	△7.2
食料品	199,114	28.0	0.4
食堂・喫茶	13,237	1.9	0.3
サービスその他	15,964	2.2	48.1
計	711,341	100.0	2.9



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は69,486百万円であります。主なものとして、当社は新宿店の土地（信託受益権）及び日本橋三丁目土地の取得、子会社は東神開発株式会社の流山おおたかの森駅の周辺開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金や設備資金に充当するため、金融機関からの借入により22,000百万円を調達しました。

④ 対処すべき課題

国内景気は、グローバル経済の成長や円安による好調な企業業績などを背景に緩やかに拡大しており、雇用環境や所得も改善し、個人消費も持ち直しております。しかし中長期的には、少子化による人口減少と超高齢化社会への進展を背景とした構造的な問題を抱える中、百貨店業界の事業環境は予断を許さない状況にあります。当社グループにおきましては、「まちづくり戦略の進化を支える、グループ経営基盤の構築」を本年度の経営目標に掲げ、グループの力を結集した「まちづくり戦略」を具現化するとともに、将来を見据えた投資による基盤づくりを行ってまいります。「グループ変革プロジェクト」を推進し、商品情報や顧客情報など、これまで事業ごとに別々に管理されてきた非効率なシステムを効率化し、業務の進め方を変革してまいります。これらの課題を改善することにより新たに創出された原資を、グループの成長戦略に生かしてまいります。2018年度につきましては、「グループ変革プロジェクト」に加え、「日本橋高島屋S.C.」及びタイ・バンコクの「サイアム高島屋」開業に関連する経費など、将来の成長に向けたコストが一時的に増大し減益となりますが、2019年度以降は回復軌道に乗せ、成長を加速させてまいります。

百貨店業におきましては、これからも、東

神開発株式会社と連携して「まちづくり戦略」を推進してまいります。特に本年は、日本橋店が専門店と融合した「日本橋高島屋S.C.」に生まれ変わります。3月開業の東館に続き、9月に新館がオープンし、百貨店部分である本館のリニューアルも進め、2019年春のグランドオープンを目指してまいります。「美しい暮らしスタイル」の発信を全体コンセプトとして、時計専門店「ウオッチメゾン」と合わせて4館体制の新・都市型ショッピングセンターとすることで、日本橋エリアの賑わいを高めてまいります。

店づくりにおきましては、「グループ変革プロジェクト」で検討している取組を順次反映し、品揃えやサービスに生かしてまいります。基本となるお客様ニーズの把握に向けては、ご来店いただいているお客様はもとより、まだご来店いただけていないお客様のニーズ分析も行なってまいります。百貨店がなすべき品揃えを追求し、引き続き編集売場開発に取り組み、「スーツクローゼット」などの開発売場を複数店舗にて展開するとともに、本年は、ライフスタイル提案型のリビング売場や体験型のビューティーゾーンを開発いたします。

また、他業種とのアライアンスによる新規顧客獲得に向けた様々なマーケティング施策

に加え、コミュニケーションツールとなるスマートフォン等のアプリの進化や、店頭とEコマースのシームレス化により、お客様との接点拡大や利便性向上に努めてまいります。

インバウンド需要の取り込みにつきましては、来街者の増加が期待される大阪・京都・新宿などの主要各店を中心に、地域の独自性に根ざしたマーケットの更なる拡大を図ってまいります。特に、インバウンド需要が伸長するエリアにある新宿店については、「高島屋免税店 SHILLA&ANA」と共に、「タカシマヤ タイムズスクエア」が一体となった販売促進策を進め、訪日外国人の方々にも「ワンストップショッピング」の楽しさを提供してまいります。

海外では、事業の拠点となる「シンガポール高島屋」が開店25周年を迎えるとともに、秋には、タイ・バンコクにおいて、「サイアム高島屋」の開業を予定しております。当社グループが有するASEAN諸国における知名度、実績、ノウハウを最大限活用し、ASEAN地域における成長の基盤としてまいります。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、前年の不動産分譲による収益増の反動及び将来の持続的な成長に向けた国内外の投資計画により一旦減益を見込みますが、2019年度及び中長期的に再び成長に転じる

計画としております。「日本橋高島屋S.C.」の開発においては、日本橋界隈の賑わいの再生というエリアマネジメント発想の下、百貨店と専門店の融合という、高島屋グループならではのアドバンテージを生かした商業施設の開業に向けて取り組んでまいります。千葉県流山地区においては、10月に、TX流山おたかの森駅の高架下を活用した商業施設を開業するとともに、今後とも駅周辺案件の事業化に取り組み、既存SCとのシナジーを高めてまいります。海外では、ベトナム・ホーチミン市において、シンガポール事業で蓄積した経営資源を活用し、海外事業の基盤拡大を目指してまいります。「サイゴンセンター」における事業の安定的拡大を図り、当社グループの知名度と存在感を高め、周辺開発を進めてまいります。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、新規会員獲得とカード利用促進による収入増大を図ってまいります。あわせて、クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化として、クレジットカード情報の保護を目的としたデータセキュリティ基準PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) に準拠することにより、お客様に安心・安全にご利用いただける環境整備を進めてまいります。

建築業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、インバウンド需要や東京オリンピック・パラリンピック開催に備え活発化している、ホテルを始めとした大型建設プロジェクトにおいて、工事受注促進に努めてまいります。また、「日本橋高島屋S.C.」の開業に伴うショップ等の内装受注拡大、加えて企画、デザインなどソフト機能の一層の充実と活用にも取り組み、特徴化による競争力の強化を図ってまいります。

CSR経営につきましては、従業員全員が、経営理念「いつも、人から。」の下、先人から受け継ぐ「お客様を大切にすること」や「進取の精神」を、今一度確認し行動することが不可欠と認識しております。本年度は、「コンプライアンス再徹底と『働き方改革』の推進」を重点テーマとし、企業倫理に基づいた行動を徹底してまいります。「お客様」があらゆる事業の原点であり、「消費者保護」に向け、「お客様の安心・安全」の確保を最優先とする取組を進めてまいります。また、CO2削減や食品ロスの問題など、環境問題への取組を強化してまいります。

「働き方改革」につきましては、昨年、内閣府による「女性が輝く先進企業表彰2017」において、「内閣総理大臣表彰」を受賞いたしました。総労働人口が減少する中、多様な

人材の確保・育成に向け、ダイバーシティ推進室を中心に、「グループ変革プロジェクト」とも連動して、女性の活躍促進を始め、育児・介護離職の防止、健康経営の実現など、全ての人が意欲的に働ける環境整備に努めてまいります。

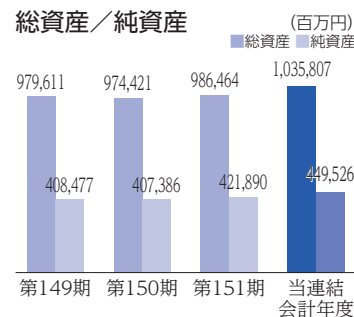
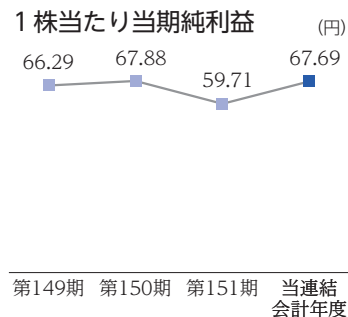
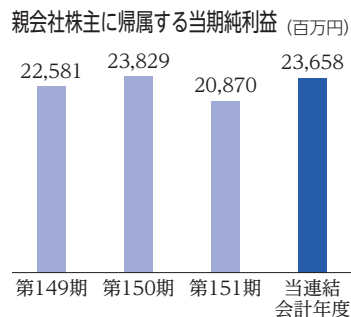
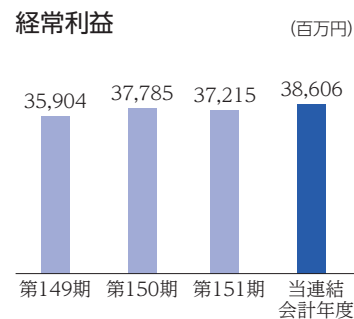
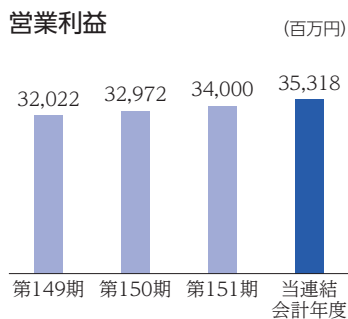
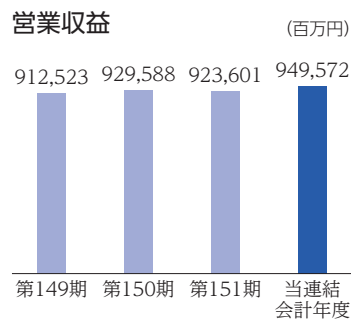
コーポレートガバナンスにつきましては、「コーポレートガバナンス・コード」への対応を更に強化し、取締役会での議論の活性化を図り、その実効性を高めるなど、継続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

なお、昨年7月、当社及び当社の子会社である株式会社高島屋ファシリティーズ（旧株式会社高島屋サービス）は、配送料金に関し独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。当社といたしましては、このような事態を厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会による調査に全面的に協力するとともに、コンプライアンス体制の強化・徹底に努めてまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2014年度(平成26年度) (第149期)	2015年度(平成27年度) (第150期)	2016年度(平成28年度) (第151期)	2017年度(平成29年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	912,523	929,588	923,601	949,572
営業利益 (百万円)	32,022	32,972	34,000	35,318
経常利益 (百万円)	35,904	37,785	37,215	38,606
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	22,581	23,829	20,870	23,658
1株当たり当期純利益 (円)	66.29	67.88	59.71	67.69
総資産 (百万円)	979,611	974,421	986,464	1,035,807
純資産 (百万円)	408,477	407,386	421,890	449,526



⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	66.6%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社米子高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	鳥取県米子市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 シンガポールドル	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	490 百万元	100.0 (83.2)	百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 百万USドル	100.0 (100.0)	百貨店業	ホーチミン市
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	前払式特定取引による取次業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	不動産の賃貸業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.	8,526 千シンガポールドル	100.0 (100.0)	不動産の賃貸業	シンガポール
高島屋クレジット株式会社	100 百万円	66.6	クレジットカード発行業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイツ株式会社	100 百万円	100.0	造作・家具製造販売業	東京都中央区

注 記

①当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市中村区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6	百貨店業	愛媛県松山市

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、不動産業、金融業、建築業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店舗

支店及び支店所属の店舗	所在地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店 洛西店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地 京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
港南台店	横浜市港南区港南台3丁目1番3号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
立川店	東京都立川市曙町2丁目39番3号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

9 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	4,801名	40名増
連結子会社	2,768名	11名増
合 計	7,569名	51名増

注 記

- ①従業員は就業人員であります。
- ②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は6,037名で、総従業員数は13,606名（前期末比337名減）であります。

10 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	40,000 <small>百万円</small>
株式会社日本政策投資銀行	15,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,500

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする35社による協調融資団であります。

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社は、2017年（平成29年）9月29日開催の取締役会で、新宿店の土地（信託受益権）の取得について決議し、同日、取得いたしました。
- ②当社は、2017年（平成29年）12月1日、日本橋店に隣接する「東京武田ビル」「武田新江戸橋ビル」（東京都中央区）取得のための、売買契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 349,473,558株（自己株式6,045,405株を除く。）
- ③ 株 主 数 52,624名

④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	33,067 ^{千株}	9.5 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,006	8.3
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,774	5.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,923	2.8
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	6,892	2.0
高 島 屋 共 栄 会	6,317	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,905	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,250	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	5,013	1.4
相 鉄 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	4,805	1.4

注 記

当社は、自己株式6,045,405株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

①2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 4,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,791,287株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,439.3円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2018年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

②2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 2,500個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式18,660,894株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,339.7円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2020年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2018年（平成30年）2月28日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
鈴木 弘 治	取締役会長（代表取締役）	東神開発株式会社取締役会長 （代表取締役）
木 本 茂	取締役社長 （代表取締役） 企画本部長、CSR推進室、 業務監査室担当	
秋 山 弘 昭	専務取締役 （代表取締役） 営業本部長、 ライフデザインオフィス長	
村 田 善 郎	常務取締役 （代表取締役） 総務本部長、企画本部副本部長、 経営戦略部長、秘書室、 IT推進室担当	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
高 山 俊 三	常務取締役	営業本部営業推進部長
栗 野 光 章	常務取締役	関西代表、営業本部大阪店長
亀 岡 恒 方	常務取締役	営業本部副本部長、MD本部長、 日本橋再開発担当
中 島 馨	取 締 役	大末建設株式会社社外取締役
後 藤 晃	取 締 役	
鳥 越 けい子	取 締 役	日本サウンドスケープ協会 理事長
鋤 納 健 治	常勤監査役	
平 本 彰	常勤監査役	
武 藤 英 二	監 査 役	株式会社群馬銀行社外取締役 りんかい日産建設株式会社 社外監査役
西 村 寛	監 査 役	至誠清新監査法人代表社員 至誠清新税理士法人代表社員

注 記

- ①取締役中島 馨氏、後藤 晃氏、鳥越けい子氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ②監査役武藤英二氏、西村 寛氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥2017年（平成29年）7月31日付で、常務取締役（代表取締役）総務本部長、業務部長、秘書室担当門田真司氏は辞任により退任いたしました。
- ⑦2017年（平成29年）8月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧	変更年月日
村 田 善 郎	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、 企画本部副本部長、 経営戦略部長、 秘書室、 IT推進室担当	常務取締役 企画本部副本部長、 経営戦略部長、 IT推進室担当	2017年（平成29年） 8月1日

- ⑧2018年（平成30年）2月28日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容	変更年月日
高 山 俊 三	株式会社伊予鉄高島屋取締役を退任	2018年（平成30年） 2月28日

■ 事業報告

⑨2018年（平成30年）3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧	変更年月日
木本 茂	取締役社長（代表取締役） CSR推進室、 業務監査室担当	取締役社長（代表取締役） 企画本部長、 CSR推進室、 業務監査室担当	2018年（平成30年） 3月1日
村田 善郎	常務取締役（代表取締役） 企画本部長、 IT推進室担当	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、 企画本部副本部長、 経営戦略部長、 秘書室、 IT推進室担当	2018年（平成30年） 3月1日
高山 俊三	取締役	常務取締役 営業本部営業推進部長	2018年（平成30年） 3月1日

⑩2018年（平成30年）3月1日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏名	変更内容	変更年月日
高山 俊三	株式会社岡山高島屋取締役を退任	2018年（平成30年） 3月1日
	高島屋スペースクリエイツ株式会社 取締役社長（代表取締役）に就任 高島屋スペースクリエイツ東北株式会社 取締役社長（代表取締役）に就任	2018年（平成30年） 3月1日

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名 354百万円（うち社外取締役3名 30百万円）

監査役 4名 64百万円（うち社外監査役2名 18百万円）

注 記

①報酬等の額には第152回定時株主総会において決議予定の役員賞与53百万円を含めております。

②取締役の人数及び報酬等の額には、2017年（平成29年）7月31日付で退任した取締役1名に対する報酬等の額を含めております。

③当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また、株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取組を促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 馨	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	後藤 晃	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鳥越 けい子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	武藤 英二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西村 寛	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注記

取締役中島 馨氏の兼職先である大末建設株式会社、取締役鳥越けい子氏の兼職先である日本サウンドスケープ協会、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、りんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先である至誠清新監査法人、至誠清新税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	119百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	18百万円
計	137百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	153百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	20百万円
計	174百万円

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の適用検討に係る助言業務等を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limitedの法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。

イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。

ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。

イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるように、常に管理体制を見直し、強化します。

ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。
 - イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ⑤当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。
 - イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
 - ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
 - エ. 当社は、社内（グループ各社を含む。）の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。
 - オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所（グループ各社を含む。）において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。
- ⑥グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
 - イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
 - ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。
- ⑨当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制
ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。
- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。

方針管理として、第152期事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。そこでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取り組み状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認いたしました。リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、『リスクアセスメントに基づく優先課題の選定』、『公正取引遵守の進捗状況、原因追及と再発防止策』及び『個人情報関連法規への対応』について検討、実施いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、グループ全体における定期的な内部監査と、経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点に対する事業運営のガイドラインを示した「グローバル拠点管理スタンダード」に基づき、各事業拠点で自主点検シートを活用した内部チェックを行うなど、海外拠点の監査も強化いたしました。

監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役会に報告しております。

③ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2018年(平成30年)2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	327,501	流動負債	370,888
現金及び預金	99,541	支払手形及び買掛金	102,428
受取手形及び売掛金	140,038	短期借入金	10,320
商品及び製品	43,517	1年内償還予定の社債	40,062
仕掛品	108	リース債務	395
原材料及び貯蔵品	1,120	未払法人税等	6,236
繰延税金資産	10,163	前受金	96,102
その他	33,318	商品券	52,663
貸倒引当金	△ 306	預り金	26,725
固定資産	708,305	役員賞与引当金	53
有形固定資産	550,757	ポイント引当金	2,561
建物及び構築物	167,732	建物修繕工事引当金	2,743
機械装置及び運搬具	124	その他	30,594
工具、器具及び備品	10,890	固定負債	215,392
土地	361,362	社債	35,049
リース資産	989	長期借入金	88,829
建設仮勘定	9,658	リース債務	641
無形固定資産	18,035	退職給付に係る負債	54,616
借地権	4,939	役員退職慰労引当金	297
のれん	97	環境対策引当金	342
その他	12,998	建物修繕工事引当金	1,910
投資その他の資産	139,511	資産除去債務	1,907
投資有価証券	95,231	繰延税金負債	286
差入保証金	29,227	再評価に係る繰延税金負債	6,879
繰延税金資産	4,946	その他	24,631
その他	12,045	負債合計	586,281
貸倒引当金	△ 1,938	純資産の部	
資産合計	1,035,807	株主資本	399,201
		資本金	66,025
		資本剰余金	55,025
		利益剰余金	284,320
		自己株式	△ 6,170
		その他の包括利益累計額	39,970
		その他有価証券評価差額金	17,837
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		土地再評価差額金	7,145
		為替換算調整勘定	11,604
		退職給付に係る調整累計額	3,386
		非支配株主持分	10,353
		純資産合計	449,526
		負債純資産合計	1,035,807

■ 計算書類等

連結損益計算書 (2017年(平成29年)3月1日から2018年(平成30年)2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		949,572
売上高		886,700
売上原価		668,295
売上総利益		218,405
その他の営業収入		62,871
営業総利益		281,276
販売費及び一般管理費		245,957
営業利益		35,318
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,685	
持分法による投資利益	2,718	
固定資産受贈益	366	
その他営業外収益	452	5,223
営業外費用		
支払利息	648	
債務勘定整理繰戻損	407	
為替差損	391	
建物修繕工事引当金繰入額	261	
その他営業外費用	226	1,935
経常利益		38,606
特別利益		
投資有価証券売却益	2,627	
その他	3	2,630
特別損失		
固定資産除却損	4,607	
減損損失	1,598	
その他	22	6,228
税金等調整前当期純利益		35,009
法人税、住民税及び事業税	10,395	
法人税等調整額	494	10,889
当期純利益		24,119
非支配株主に帰属する当期純利益		460
親会社株主に帰属する当期純利益		23,658

■ 計算書類等

貸借対照表 (2018年(平成30年)2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	182,698	流動負債	322,418
現金及び預金	37,665	買掛金	62,845
受取手形	253	短期借入金	101,802
売掛金	51,342	1年内償還予定の社債	40,062
商品	34,864	リース債務	212
貯蔵品	753	未払金	17,021
前渡金	519	未払法人税等	2,342
前払費用	2,827	未払費用	2,137
短期貸付金	25,352	前受金	3,701
繰延税金資産	7,320	商品券	39,918
立替金	11,327	預り金	44,478
その他	11,536	役員賞与引当金	53
貸倒引当金	△ 1,064	ポイント引当金	2,499
固定資産	612,795	建物修繕工事引当金	2,743
有形固定資産	443,039	その他	2,597
建物	114,665	固定負債	194,770
構築物	1,184	社債	35,049
車両運搬具	0	長期借入金	88,500
工具、器具及び備品	7,273	リース債務	251
土地	310,703	退職給付引当金	54,609
リース資産	451	環境対策引当金	342
建設仮勘定	8,761	建物修繕工事引当金	1,910
無形固定資産	15,644	関係会社事業損失引当金	524
借地権	3,755	長期預り金	6,583
共同施設負担金	5,048	再評価に係る繰延税金負債	6,304
ソフトウェア	4,571	その他	693
その他	2,267	負債合計	517,189
投資その他の資産	154,111	純資産の部	
投資有価証券	41,614	株主資本	256,727
関係会社株式	58,030	資本金	66,025
長期貸付金	27,475	資本剰余金	54,028
差入保証金	22,988	資本準備金	36,634
繰延税金資産	3,517	その他資本剰余金	17,393
その他	762	利益剰余金	143,004
貸倒引当金	△ 276	利益準備金	60
資産合計	795,493	その他利益剰余金	142,944
		固定資産圧縮積立金	19,593
		別途積立金	72,070
		繰越利益剰余金	51,281
		自己株式	△ 6,330
		評価・換算差額等	21,577
		その他有価証券評価差額金	15,288
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		土地再評価差額金	6,292
		純資産合計	278,304
		負債純資産合計	795,493

損益計算書 (2017年(平成29年)3月1日から2018年(平成30年)2月28日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営業収益		724,604
売上高		711,341
売上原価		539,635
売上総利益		171,705
その他の営業収入		13,263
営業総利益		184,969
販売費及び一般管理費		172,048
営業利益		12,920
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,236	
雑収入	765	5,001
営業外費用		
支払利息	1,625	
建物修繕工事引当金繰入額	261	
雑損失	799	2,686
経常利益		15,235
特別利益		
投資有価証券売却益	2,627	2,627
特別損失		
固定資産除却損	4,177	
関係会社株式評価損	1,035	
貸倒引当金繰入額	644	5,856
税引前当期純利益		12,006
法人税、住民税及び事業税	3,305	
法人税等調整額	58	3,363
当期純利益		8,642

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御中

2018年（平成30年）4月3日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2017年（平成29年）3月1日から2018年（平成30年）2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2018年（平成30年）4月3日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2017年（平成29年）3月1日から2018年（平成30年）2月28日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年（平成29年）3月1日から2018年（平成30年）2月28日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

■ 監査報告書

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年（平成30年）4月6日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ㊟

常勤監査役 平 本 彰 ㊟

社外監査役 武 藤 英 二 ㊟

社外監査役 西 村 寛 ㊟

以 上

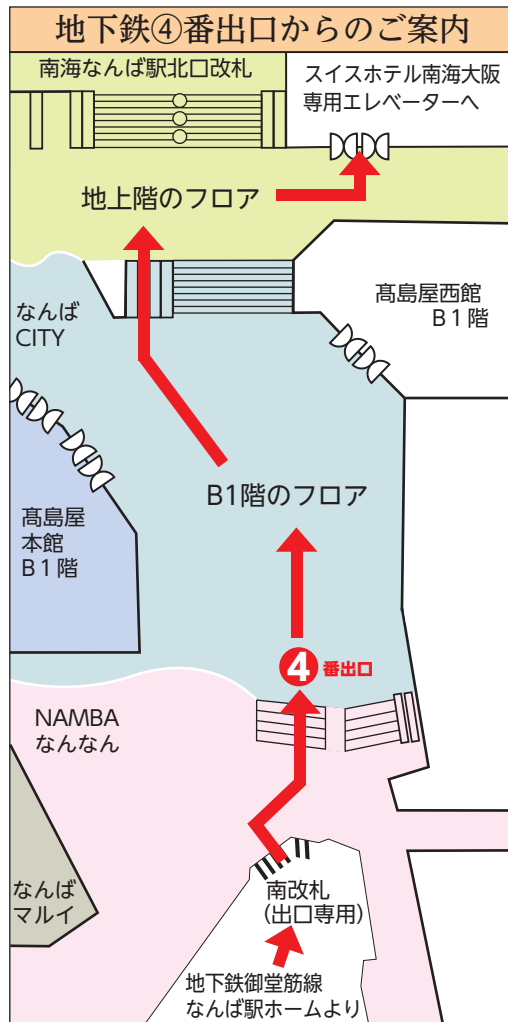
株主総会会場へのご案内

会場

大阪市中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

北口改札を出て左(西)側のホテル専用入口が便利です。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 **Takashimaya**

ホームページアドレス <http://www.takashimaya.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE
OIL INK**